

東京外国語大学大学院総合国際学 研究科入学試験委員会規程

〔平成27年 7月28日
大学院総合国際学研究科規則第7号〕

(設置)

第1条 東京外国語大学に、大学院総合国際学研究科（以下「研究科」という。）における入学者選抜を適正かつ円滑に実施するため、研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 総合国際学研究科長
- (3) 総合国際学研究科長代理
- (4) 総合国際学研究科副研究科長 2名
- (5) 研究科教授会構成員のうち、学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第3条 前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、研究科入学者の選抜に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科博士前期課程入学者選抜に関すること。
- (2) 研究科博士後期課程入学者選抜に関すること。
- (3) 研究科入学者選抜の実施に関すること。
- (4) 研究科教授会より附託された事項に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める入学者選抜に関すること。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、必要があるときはあらかじめ指名した委員をもって、議長の職務を代行させることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、学務部入試課において処理する。

(細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月28日から施行する。
- 2 この規程施行後、第2条第5号により最初に任命される委員の任期は、第3条の規定に関わらず平成29年3月31日までとする。